

政治哲学という実践

—— ロールズ『万民の法』を読む ——

種田佳紀

I have a dream that one day on the red hills of Georgia the sons of former slaves and the sons of former slaveowners will be able to sit down together at a table of brotherhood.

Martin Luther King, Jr.

I. 序

ひとは耐え難い社会的現実と直面したとき、夢を見る。ひとは自分の生きている世界を離れ、自分の生きていたい世界を思い描く。あるひとはそうした夢を甘美な幻想と嗤うかもしれない。しかし、そうした夢を希望に変えることでひとが生きていくのもまた、現実である。ひとは誰しも自分の生まれた世界に深く規定されるが、自分の生まれる世界を選べるわけでもなければ、自分ひとりの力でその世界を思いのままに変えることができるわけでもない。だからこそ、世界はひとにとって狂おしい。そして、そうした世界の狂おしさを想うとき、ひとは誰しもが文学者であり、画家であり、音楽家であり、またおそらく政治哲学者である。

いかに世界が狂おしいものであろうともひとは生きていかねばならないし、生きていく以上、その世界を自分にとって出来る限り望ましいものにしたいと思うものである。世界構想は、したがって、そもそも他者に向けられた言葉であり、他者を説得し、他者と共有するというプロセスを含まない世界構想は、その意味を持たない。

勿論、説得の技法は多様である。しかし、そ

れがその存在意義に他者の説得を含み込む以上、他者の立場を自身の立場同様に真剣に考えることは避けては通れない。他者に自身の世界構想を受け入れてもらいたければ、その他者以上にそのひとのことを考えなければならないのである。

しかしそこに、世界を巡る暴力的、感情的な契機がある。他者のことを真剣に考えるかわりに、自分本位の世界構想を他者に押しつけないという欲望は常に暗く頭をもたげるからである。自分本位の世界構想を押しつける欲望を抑制し、他者の立場を真剣に考え、その世界構想を言葉に託して共有できるものにしようとする。そして、世界構想を共有することを通じて、現実世界を変えていこうとすること。そこにこそ、政治哲学という思想的営為は存するのである。

本稿は、政治哲学という思想的営為が、一つの社会的行為としてどのようなものでありうるのかを考えていく導きの糸として、二十世紀後半を代表する政治哲学者ジョン・ロールズの『万民の法』(以下、本書)を取り上げる。

原著は1999年に出版されており、既に八年の時を経ている。しかし、国際秩序における規範理論が扱われている本書は、刊行されて以後の同時多発テロとその後の国際情勢の緊迫もあって近年改めて注目を浴びている。そうした社会的な要請に加えて、ロールズ研究内在的に考えても、ロールズ自身が亡くなったことを契機に、『正義論』に重点が置かれていた従来のロール

ズ解釈を離れ、多様なロールズの可能性を再考、再評価し、彼のテキスト群を「現在の政治哲学」としてだけではなく、「政治哲学史上のテキスト」として読解する機運は熟しつつある。そうした意味でも、本書の再読解への要請は大きい。

これまでのロールズ研究は、日本においても、海外においても、良くも悪くも『正義論』に引きずられた形で展開しており、またそうした前期ロールズからの「後退」、あるいは「転進」として後期ロールズは位置付けられてきた。確かにそうした側面があることは否定できないが、後期ロールズの議論の積極的な位置付けが看過されてきたともいえる。後期ロールズには前期ロールズとはまた違った可能性があるという解釈は十分に可能である。それは、ロールズの中で解釈に都合の良い部分だけを取り出し、ロールズを使いながら自身の主張を展開することとは違う。それはむしろ、ロールズのテキストという対象を微分化しながら、ロールズという人格の同一性によって紐帯されていたロールズ解釈を宙吊りにし、ロールズの中にこれまでとは異なったロールズを見つけ出していくという運動である。

本稿では、これまでの本書を巡る議論が扱ってきたような、大きな枠組みをひとまず括弧に括りながら、本書の隅々に散らばっているロールズの政治哲学観ともいべき議論を扱う。それは本書全体から見れば傍論的なものでしかなく、理論内在的な研究から見れば取り扱う必然性の乏しいものかもしれない。しかし一見すると論証不可能にみえる、そうした信念を巡る議論を拾い出し、ロールズの思想的基盤を描出してみることもまた、一つの読みのあり方として重要なのではないだろうか。全体の論理的枠組を取り出した時に、取りこぼされてしまう部分の中に、ロールズの政治哲学に対する基本的姿勢を見て取ること。本稿の目的は、そうした落

穂拾いから本書の新しい読みを創出することにある。

具体的に本稿は、本書の内容を簡単に紹介した上で、ロールズにおける「政治哲学の範疇論」を取り上げる。こうした問題系に対応するのは、本書の中の「現実主義的なユートピア(realistic utopia)」を巡る議論である。政治哲学には何が可能で何か可能でないのかという議論に照準しながら、後期ロールズの議論の背景にある政治哲学観を考えていくことは、本書のこれまで紹介されてきたものとはまた違った魅力を明らかにすることにつながるだろう。

II. テキスト解釈

II.1. 二つのテキスト

本書は、その主要な部分である「万民の法」と付録的な「公共的理性の観念・再考」という、二つのテキストから構成されている。大まかに言えば、「万民の法」とは国際秩序におけるリベラルな政治的構想の道筋を示すものであり、「公共的理性の観念・再考」は一国内の秩序におけるリベラルな政治的構想を、その鍵概念である公共的理性の詳細を明らかにし、さらに鍛え上げることによって擁護したものである。これらの「万民の法」と「公共的理性の観念・再考」の二つのテキストの関係は、収録順序こそ「万民の法」が先になっているが、論理的には「公共的理性の観念・再考」が先行している。ロールズ自身も述べている通り、彼は公共的理性という観念を一国内のリベラルな政治的構想の中で陶冶した上で、それを国際社会に拡張しているからである。とはいえ、こうした一国内に関するリベラルな政治的構想を巡る議論は既に『政治的リベラリズム』(1993)である程度までなされており、本書の中で主として関心を引いてきたのは「万民の法」の部分である。また本稿が扱う「現実主義的なユートピア」を巡る部分も「万民の法」に含まれる。そこで本稿で

も「万民の法」に照準することにした。

II.2. 「万民の法」の構成

その「万民の法」は、大きく、理想的理論(その1)、(その2)、非理想的理論、結論という四部構成になっている。ロールズはまず「相当程度に正義に適ったリベラルな国の民衆であれば、いかなる外交政策をとるべきか」(Rawls [1999: 83=2006: 119-120])という問題を問い、そうしたリベラルで民主的な諸国の民衆からなる社会に、社会契約の一般的な観念を拡張する。但し、何もないところから実践理性を用いてある命題群を演繹するという手法ではなく⁴⁾、国際法の伝統の中から帰納的に導き出された国際ルールが「公共的理性」を持った、リベラルな諸国民衆ならば十分に合意できるものであることを証明するという論理構成を取る。(理想的理論(その1))

そこでリベラルで民主的な諸国の民衆からなる社会における、充分に実現可能で、かつ望ましい国際ルールを定位した後、そうした国際ルール、すなわち万民の法を受け入れる様な民衆はリベラルで民主的な民衆のみに限らないとして、そうしたリベラルで民主的ではないとしても、万民の法を受け入れる民衆を良識ある民衆と名付け、そうした民衆の特徴を明らかにする。ここでのロールズの論理は、良識ある民衆をまず定義し、そうした民衆が万民の法を受け入れること、そしてそうした民衆が万民の法を受け入れる以上、リベラルで民主的な民衆が彼らに対して敵対的になる理由がないことを論じるという、逆向きの証明手順を踏んでいる。(理想的理論(その2))

こうして、ロールズは規範的な国際ルールとしての万民の法と、それに付随する寛容の観念を定位した上で、非理想的理論に進む。非理想的理論とは、現実上の二つの問題に取り組むものである。一つは、そうした規範的な国際ル

ルとしての万民の法の遵守を拒否する様な政体を巡る問題である。こうした政体をロールズは無法国家と名付けるが、そうした無法国家に対して、万民の法を遵守している諸国民衆の社会がどの様に対応するべきかを論じるのである。そしてもう一つはリベラルで民主的な政体を作るに当たって歴史的、社会的、経済的困難に立ち会っている、不利な重荷に苦しむ社会に対して、万民の法を遵守する諸国民衆の社会はどの程度まで援助すべきかという問題である。ロールズはそうした議論の中で国際的な分配的正義の問題を中心に議論しつつ、『正義論』における第一原理と第二原理のような、一国内に適用出来た分配的正義の公理は国際関係においてはそのままに適用出来ないと論じる。(非理想的理論)

そして、ロールズは結論的に、ここまでに彼が素描した国際秩序が実現可能であり、またそう信じることでそれ自体が私たちの国際社会を変えうる力になるということを強調して、巻を閉じるのである。(結論)

II.3. 解釈の選択肢

こうした「万民の法」の要約それ自体も、テロ以後の国際情勢の推移を見てきた私たちにとっては示唆的である。例えば、良識ある民衆という概念がイスラム主義国家を想定しているのは、ロールズが用いる架空の国家名称「カザニスタン」からも明らかであるし、無法国家もテロ支援国家と呼ばれているような、一部の国々を想定していると考えうる。また、そうした国々との関わり合いの方法や、支援の方法などについての議論は確かに現実感を伴って私たちを国連の有効性、ODAの実効性、治安維持部隊の派遣等々といった、国際秩序における政治的構想の諸問題へと誘う。また、翻って、ここで暗黙の主体と想定されている現在のアメリカをはじめとする諸国が、現実の外交政策におい

てここで述べられているような万民の法を必ずしも常に遵守しているとは言えないことにも関心が向かざるをえない。それを規範と現実の避けたいギャップと見ることも出来るが、本書の論理に従えば、そうした事実を、それらの国々がリベラルで民主的な政体だと言えるのかを再考する契機として捉え直すことも出来る。証拠も不十分なままに一方的に戦争を始める国、国民の負担も顧みず、またその有効性を十分に検証することなく多額のODAを実施する国、他の相当程度にリベラルで民主的な国々と歩調を合わせず、独断的な行動に走る国。そうした国々は、万民の法を守っていないというだけに止まらず、その国の民衆の声を正当に吸い上げていないという意味において、リベラルでも民主的でもないのではないかという疑義がロールズの議論からは導き出されるのである。こうした、国際秩序における規範的行動の基準点を確保することによって切り開かされる思索の広がりには、ここで簡単に概観しただけでも十分に豊かなものであることが察せられるであろう。

しかし、こうした観点からの本書の紹介は既にくり返しなされており、またそうした問題系を巡る議論の蓄積もある。そこで、本稿冒頭にも記した通り、以下ではこうした正統的な読みにおいてはあまり注目されない部分に照準して、本書の魅力に迫ってみたいと思う。

III. 「現実主義的なユートピア」と政治哲学の範疇

III.1. 政治哲学と「現実主義的なユートピア」

第一節でも述べた通り、本稿の目的は本書を「政治哲学の範疇論」という視座から再検討することである。そのことを論じる上で、第一に注目すべきなのは、「現実主義的なユートピア」を巡る議論である。ロールズは本書の冒頭で、「政治哲学は、現実の政治的可能性の限界と通常考えられている枠をさらに押し広げようとす

るとき、現実主義的なユートピア主義の色彩を帯びる」(Rawls[1999: 6=2006: 7])と述べるが、この「現実主義的なユートピア」という、そもそも語義矛盾に響くような概念は、ロールズが本書の意義を正当化する際に繰り返し用いる概念である。

しかし、そのような「実現可能で、かつ私たちが望ましいと合意出来るような将来像を描き、私たちの想像力の限界を押し広げることが政治哲学の役割の一つである」という命題は、決して自明のものではない。それは政治哲学とは何かを巡る、一つの政治哲学についてのコンセプションであり、それ自体正当化を必要とするものである⁽²⁾。片方にはユートピアを語ることで、結果として悲劇的な結末を迎えた全体主義の断絶的な経験があり⁽³⁾、もう片方には、政治哲学自体の意義を疑う議論も根強く存在するという現在の状況において、想像力を飛ばたかせ、ユートピア的に政治的構想を語ることの積極的意義を説得的に語るのは容易ではない。そしてロールズがここで試みていることは正にそれである。ロールズは本書において「現実主義的なユートピア」を構想し、語ることの意義を次の様に正当化する。

ロールズによれば、「現実主義的ユートピア」は、ある望ましい政治的構想が実現可能であることは示すが、例えばマルクス主義のように、それをある必然的な未来像として描く訳ではない。しかし、そうした社会秩序の可能性は単なる論理上の可能性ではなく、人々の希望となるものであり、またそれは人々の世界了解を変えることを通じて、人々の行動の変化を促すものである。「現実主義的ユートピア」の数々の特徴を、社会的世界はどのような仕方現実のものとするができるのかを示すことで、政治哲学は、政治的努力の長期的目標を提供するものとなり、また、人々の政治的努力を意義付けるものとなるのである(Rawls[1999: 127-128=2006:

187-188)。

ここでは、想像力を駆使しつつ、新たな望ましい政治的構想を描き、かつそれを実現可能だと示すことによって私たちの世界理解を変え、また私たちの政治的ヴィジョンに指針を与えることで、政治哲学は実際の社会に働きかける力になるという、ロールズの力強い楽観主義が示されている。但し、ロールズのこうした政治哲学の可能性を巡る信念の表明は、その力強さに反して、それほど目新しい議論ではない。こうした議論は、アメリカの政治思想に全般的に見られるものである⁽⁴⁾。

III.2. 政治家の役割

むしろ注目し値するのは、ロールズが政治家の役割に言及しつつ、政治哲学の限界についても本書において積極的に論じているという点である。ロールズは政治哲学者の役割と政治家の役割を区別して、「秩序だった社会の恒久的条件と現実的利害を明確に分析し、それらを明確な言葉にすることは哲学徒の仕事である。しかし、こうした条件や利害を、実践において見極めるのは、政治家の仕事である」(Rawls[1999: 97=2006: 143])と述べるのである。これは政治哲学に何が出来て何が出来ないかを論じる、「政治哲学の範疇」論ともいべきものである。

ここで、前節の議論を踏まえるならば、「現実主義的なユートピア」としての政治的構想が実現可能なことを示すことが政治哲学の使命である一方で、それをいかにして実現するかの方途は政治哲学の範疇に含まれず、政治家の役割だということになる。こうした、現実への謙譲とでもいべきバランス感覚は十分に首肯しうるもの様にも見える。しかし、ここで果たしてこの二つの問題は本当に区別出来るものなのかという疑問が浮かぶ。方途を示さずにその政治的構想が実現可能であることを示すとすれば、それはある超越的な立場から政治的構想を

描出するということなのだろうか。しかしそうであるとすれば、そこでの「弱い」実現可能性はロールズがいう政治哲学の可能性を担保するに充分なりアリティを持ちうるのだろうか。逆に、そうした政治哲学の可能性を充分に担保出来る政治的構想を提示出来たとしたら、どの様な方途でそれを実現できるかという問題は、提示された政治的構想の実現可能性についての論証の実践上の系でしかなく、そこに独自の別の範疇があるとは言えないのではないだろうか。また、たとえこうした二つの両義的な問題を回避出来たとしても、提示された「現実主義的なユートピア」を、具体的現実の中でどの様に実現していけば良いのかという技術的な問題を政治哲学が放棄して良いということを論証出来たことにはならないのではないか。こうした疑問が矢継ぎ早に浮かぶのである。

III.3. 帰納的なユートピア

しかし、ロールズが本書で用いた論証方法を再検討するならば、「現実主義的なユートピア」の描出は、いわば帰納的に行われていることに気づく。つまり、ロールズの提唱する「現実主義的なユートピア」概念は、超越的な設計的な政治的構想というよりも、現実から帰納的に導き出される、現実の理想化としての政治的構想なのである。

ロールズは、「現実主義的なユートピア」の構成条件に「現実主義条件」「ユートピア条件」「自律条件」「制度条件」「安定性条件」「寛容条件」の六つを挙げる(Rawls[1999: 12-16=2006: 17-22])。差し当たり、ここで重要なのは第一の「現実主義条件」であるが、ロールズはその条件を自然の現実的法則に基づいており、現在進行中の政治的・社会的アレンジメントに対して運用可能かつ適用可能であることだとしている。そして、こうした自然の現実的法則として、ロールズは

「穏当な多元性の事実」「多様性のなかの民主的
一体性の事実」「公共的理性の事実」「リベラル
な民主的平和の事実」の四つの事実を用いて
いる(Rawls[1999: 124-126=2006: 182-184])。これ
らはロールズも述べる通り、半ば実現してい
る／いたことである。つまり、自然の現実的
法則とは、現実世界を解釈することで得られ
る法則であり、そうした法則を延長すること
で、ロールズは現実的可能性の限界を越えて
、政治的構想を構成するのである。したがっ
て、ロールズの政治的構想は、完全に超越
的な視点から構成されたものとは言えない。
むしろ現実から導き出された、規範性を
含み込む理念型に近い。言い換えれば、
ロールズにおける政治的想像力とは、何か
突飛なアイデアを出すことなどではなく、
現実の状況についての再解釈を通じて、
その望ましいあり方を構想することに他
ならない。この点こそ、ロールズが素朴な
設計主義と大きく異なっている点である
と言えよう。「現実主義的なユートピア」
は、新しい政治的構想を提示するが、
それは我々から遠く隔たったSFの物語
などではなく、既に我々の眼前で半ば
現前しているものなのである。

IV. 結論

こうして見れば、ロールズの考える政治
哲学の範疇はかなり明瞭な、一貫したも
のだと言える。ロールズは現実の再解
釈から帰納的に構成出来る政治的構
想を描き出し、それが不可能な構
想でないことを示すと同時に、それが
望ましいものであることを示す。そう
した「現実主義的なユートピア」の
描像を通じて、政治哲学は我々の
世界理解を変え、また我々の政治
的営為に指針と希望を与えること
で現実世界に働きかけるものなの
である。それは、ロールズにお
ける政治哲学という政治的実践の
定式化であると言っても良いも
のであり、本書自体がその実践
の一つだと考えることができる。
そして、そう

した政治的構想を実現する方途につ
いては、政治哲学の範疇を超えてお
り、実際の卓越した政治家の手に
ゆだねられているということにな
る。

こうしたロールズのプロジェクトは、
それに同意するか否かは別としても、
アメリカという、政治哲学と政治
的実践が極めて近いものであつ
たという起源を持つ社会^⑥にお
ける政治哲学の位置づけを考
える上で、注目に値する議論
であると言えよう。また、こ
うした議論は、一見するとそれ
までの政治哲学の伝統と断ち切
られた所に成立していると思わ
れがちだが、ロールズに始まる
現代アメリカの政治理論も、
その背景に豊かな政治哲学の
伝統を抱え込んでおり、その
実りを受け取っていたことも
明らかにする。カントやルソー、
ミルやヘーゲルに言及しながら、
ロールズは本書において、自
身の議論を政治哲学の伝統に
再接続しようとしている様
にも見えるのである。

こうした「政治哲学の範疇論」が
本書の主題の陰で論じられて
いることは今まで注目を浴び
てはこなかったが、政治的
構想を練り上げることの意
義を巡る議論は、言語行為
論を媒介として、政治哲学
と政治的実践の境界を取り
払い、政治哲学を政治的
実践と捉え、また政治的
実践を政治哲学として解
釈することへと私たちを誘
う^⑥。別の見方をすれば、
ロールズの議論は、政治
哲学と政治的実践の垣根
を取り払うことで、政治
哲学がひとつの社会的
実践として何が出来
て何が出来ないもの
なのかを明確にした
のだとも言える。本
書によって晩年の
ロールズは、政治
哲学の実践として
の可能性と不可能
性を深く問いかけ
ながら、自身の信
ずる政治的実践
としての政治
哲学の有り様
の一つを提示
してみせた
のではない
だろうか。

* 本稿は文部科学省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

註

1. 本書には繰り返しカントについての言及がある(Rawls[1999: 86-88=2006: 126-129])が、それだけでは断片的であり、ロールズがカントの実践理性についてどのような見解を持っていたかは充分にうかがい知ることが出来ない。そうした議論については、『ロールズ 哲学史講義』が詳しい。特に実践理性に関してはRawls[2000: 309-310=2005(下) 446-448]を参照のこと。
2. 但し、ロールズは政治哲学の役割を「現実主義的なユートピア」を巡るものだけに限っている訳ではない。ロールズは『公正としての正義 再説』において、政治哲学の役割として「合意形成の役割」「方向づけの役割」「宥和という役割」「現実主義的ユートピアの構想」の四つを提示している(Rawls[2001=2004])。
3. ロールズ自身、こうした議論を想定して、本書中でアウシュビッツの問題に触れている(Rawls[1999: 19-22=2006: 27-31])。
4. 例えばDworkin[1996=1999]序章、Nozick[1974=1992]第三部、Miller[2003=2005]第一章など。また、ドゥオーキンの議論をハートが批判した際、それを「アメリカの優雅な夢」と呼んだこともここでの楽観主義と関連している(Hart[1983=1990])。
5. 例えばフェデラリスト達の議論を想起すれば、アメリカにおいて、固有の政治哲学とは、常に政治的实践と結びついたものであったと考えることは十分に可能だろう。広く考えれば、憲法や連邦最高裁の判例の中にアメリカの精神と伝統を見出すドゥオーキンの法理学もこうした政治哲学と政治的实践を接合させているものの一つだと考えられる。また、本書や『公正としての正義 再説』において繰り返しロールズがリンカーンについて言及している点にも注意が必要である。
6. 現代アメリカの政治理論を分析的な政治哲学と捉え、その特徴を実践的な志向性に求めた議論として、例えば山岡龍一「政治哲学はどのようなものとなりうるか」(デイヴィッド・ミラー『政治哲学』所収)がある。

文献

- Berlin, Isaiah (1969) *Four Essays on Liberty*, London: Oxford University Press. =(1971) 小川晃一・小池銈・福田敏一・生松敬三(訳)『自由論』みすず書房.
- Dworkin, Ronald (1996) *Freedom's Law: The Moral Reading of the American Constitution*, Cambridge: Harvard University Press. =(1999) 石山文彦(訳)『自由の法：米国憲法の道徳的解釈』木鐸社.
- Hart, Herbert Lionel Adolphus (1983) *Essays in Jurisprudence and Philosophy*, Oxford: Oxford University Press. =(1990) 矢崎光圀他(訳)『法学・哲学論集』みすず書房.
- Miller, David (2003) *Political Philosophy: A Very Short Introduction*, Oxford: Oxford University Press. =(2005) 山岡龍一・森達也(訳)『政治哲学』岩波書店.
- Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State, and Utopia*, New York: Basic Books Inc. =(1992) 嶋津格(訳)『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard University Press. =(1979) 矢島鈞次・篠塚慎吾・渡辺茂(訳)『正義論』紀伊國屋書店.
- (1993) *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.
- (1999) *The Law of Peoples: With the Idea of Public Reason Revisited*, Cambridge: Harvard University Press. =(2006)

中山竜一(訳)『万民の法』岩波書店.

——, Barbara Herman (ed.) (2000) *Lectures on the History of Moral Philosophy*, Cambridge: Harvard University Press. =(2005) 坂部恵他(訳)『ロールズ 哲学史講義』(上)(下)みすず書房.

——, Erin Kelly (ed.) (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, Cambridge: Harvard University Press. =(2004) 田中成明・亀本洋・平井亮輔(訳)『公正としての正義 再説』岩波書店.